

第三次下野市消費生活基本計画における令和5年度実施予定について

資料3

基本方針1 消費者の自立支援

重点項目(1) 消費者教育の推進

ア 消費者教育の機会の充実

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	②継続 広報紙、HP等により継続的に周知していく。	④質の高い教育をみんなに	R4.7.13 石橋公民館 R4.12.8 南河内公民館	B おおむね計画通り取組を実施した。	手口が多様化する中、最新の情報やニーズにあった講座にしたい。	国センや県などから提供される情報をもとに、講座の内容を見直す。	市民向け講座を随時実施する。
		生涯学習文化課	②継続 ●引き続きまちづくりリクエスト講座の一つとして位置づけ、生涯学習情報誌「エール」にも記載していく。	④質の高い教育をみんなに	●まちづくりリクエスト講座の一環として、生涯学習情報誌「エール」に記載した。(18,000部発行)	A: 計画どおりに達成できた	市民に学習の機会を提供するため、今後も広く周知していく必要がある。	特になし	自治会加入者へ各戸配布している生涯学習情報誌「エール」に講座情報を記載した。
②	消費者啓発講演会の開催	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	④質の高い教育をみんなに	消費者まつりは環境フェアと同時開催。コロナによるイベント縮小のため、消費者啓発講演会については実施を見送った。	B おおむね計画通り取組を実施した。	コロナ禍から回復しつつあるので、再開していきたい。	現在イベント講話者等について検討中。	環境課と合同で実施する。
③	小・中学校での消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	④質の高い教育をみんなに	【小学校】 6/6 祇園小 6/13 緑小 2/3 細谷小【中学校】 7/8 国分寺中 9/29 南河内小中学校後期課程 2/8 石橋中	B おおむね計画通り取組を実施した。	消費者被害が多様化している中で、成人年齢が引き下げられるなど、消費者トラブルが若年層にも身近なものになってしまっている。そういったことを理解してもらえよう、事例を用いながら「自分は無関係ではない」という意識をもってもらえるよう工夫する必要がある。	講座資料や内容について、子供たちにも考えてもらう工夫を取り入れるなど、見直しを行った。	●小学校: 4校実施予定(隔年実施) ・対象: 5,6年生 ・実施校: 国分寺東小(実施済み) 古山小 石橋北小 義務教育学校前期課程 ●中学校: 4校実施予定 ・対象: 2年生 ・実施校: 南河内第二中(実施済み) 南河内小中後期課程 石橋中 国分寺中(実施済み)
④	小・中学校における情報教育の充実	学校教育課	②継続 ●市内小中学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を実施 ●一人一台のタブレット使用に関する研修とプログラミング学習の実施	④質の高い教育をみんなに	●市立学校情報教育担当者を対象に情報教育研修会を年3回実施した。 ●一人一台のタブレット使用に関する研修としてICT CAFÉを1回実施し、教職員向け情報通信を3回配信した。	B: ほぼ計画どおりに取組を実施した。	GIGAスクール構想が本格的に開始されてから約2年が経過し、積極的に活用する教員が増えてきた。一方で情報機器の扱いに不慣れな教員もいる。児童生徒の情報活用能力を確実に育成していくために、市内の教職員で実践を共有し、教員の情報スキルを高めていく必要がある。	●市立学校情報教育担当者を対象に開催している情報教育研修会にて、情報機器活用において、教職員間の格差を減らしていくための方策を検討・実施する。 ●一人一台のタブレット使用に関する研修としてICT CAFÉを回数を増やして実施する。	●情報活用スキルアップ表(仮)の作成・啓発 ●ICT Caféの年4回以上の実施

⑤	小・中学校における各教科等での消費者教育の実施	学校教育課	<p>②継続</p> <p>●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、よりよい買い物を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えたりするなど、計画的な消費者教育を実施する。</p>	⑫つくる責任 つかう責任	<p>●小・義務教育学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、学年の実態に応じて、よりよい買い物を考える等の学習を実施した。また、中・義務教育学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考えるなど、計画的な消費者教育を実施した。</p>	A：計画どおりに達成できた	<p>今後も、学校の意見を取り入れながら、児童生徒が興味関心を持ち、成人年齢の引き下げ等、社会情勢の変化に合わせた内容となるよう、講座内容を随時見直していく必要がある。</p>	消費者教育に関する指導計画の見直しを図り、計画的な消費者教育を行う。	小・義務教育学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、中・義務教育学校では、公民や家庭科を中心に、賢い消費者について考え、計画的な消費者教育を実施できるよう消費者教育に関する指導計画の見直しを随時行う。
⑥	地産地消及び食育の推進	農政課	②継続	②飢餓をゼロに	<p>地元の特産物であり、生産量日本一のかんぴょうを子供のころから、身近に感じてもらうため、給食の賄い材料費として児童生徒4,661人に対し一人当たり300円を補助した。また、給食日より等によりかんぴょうの良さを家庭にも周知した。</p> <p>下野市産かんぴょうを取り扱っている直売所、店舗にのぼり旗を作成、配付し消費喚起に繋がる取組を実施した。また、飲食店等に対して補助制度を周知するため広報誌等でPRを実施した。</p> <p>新型コロナウイルスの影響でかんぴょうまつりは中止となったが、感染対策を考慮したうえでゆうがおパークにおいてかんぴょうPRを実施。干びょう料理の試食会、ふくへ細工体験会等をのべ16日間実施した。</p>	B：ほぼ計画どおりに達成できた	<p>昨今の物価上昇を踏まえ、令和5年度より1人当たり400円へ増額を行う。本事業を有効に活用し、学校給食でのかんぴょうの普及啓発に努める。</p> <p>学校給食におけるかんぴょう使用に係る一部費用の助成事業について、周知に努めているが申請が少ない状況であるため、新たな周知方法の検討が必要。</p>	物価上昇への対応のため、学校給食におけるかんぴょう使用の費用の助成額を一人あたり400円へ増額し、地元特産品のPR及び地産地消推進を図る。	概ね6～2月の各月毎において、学校給食で下野市産かんぴょうを提供した場合に、児童生徒一人あたり400円を賄材料費として助成する。
		学校教育課	②継続	③すべての人に健康と福祉を	<p>●各学校での食育・地産地消推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝食の簡単料理レシピ」募集（令和4年7月） ・食育だより発行（令和4年11月・令和5年3月予定） ・朝食アンケート実施（令和4年10月） ・食に関する指導計画の見直し（令和4年12月学校食育研究委員会にて依頼） ●「しもつけいっぱいDay」での地場産食材の提供（月1回） ●食育との関連を図った学級活動、総合的な学習の時間における学習活動の展開（各校の計画で実施） ●外部講師を招聘しての食に関する授業の実施（各校の計画で実施） 	A：計画どおり取組を実施した	<p>外部講師の人材確保が難しい。</p> <p>補助金の活用や学校給食費額の見直しを行ったが、物価高騰の影響による地場産の食材の確保は依然難しい状況である。</p>	<p>●外部人材の派遣について、関係課への協力を依頼する（農政課、健康増進課、文化財課）。</p> <p>●市内企業との連携を図った食育事業の研究を進めていく。</p>	<p>●各学校での食育・地産地消推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝食の簡単料理レシピ」募集（夏季休業中） ・食育だより発行（令和5年度内に2回予定） ・朝食アンケート実施（令和5年10月予定） ・食に関する指導計画の見直し（令和5年4月学校食育研究委員会各校担当差に依頼） ●「しもつけいっぱいDay」での地場産食材の提供（月1回） ●食育との関連を図った学習活動の展開 ●外部講師を招聘しての食に関する授業の実施
		健康増進課	②継続	②飢餓をゼロに	<p>新型コロナウイルス感染対策を講じながら、各種健康教室や地域への健康教育において減塩や野菜摂取の重要性、バランスの良い食事について周知、啓発を実施した。</p> <p>また、食育月間と栄養の日に合わせて、朝食摂取、食事のバランス、減塩、野菜摂取の推進についてホームページにて啓発を実施した。</p>	A：計画どおりに達成できた	withコロナ時代の日常生活の中で、対象者のニーズに合わせたアプローチを増やしていきたい。	各種健康教室において、対象者のニーズに合わせた指導を実施。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となったことを踏まえ、各種健康教室や地域への健康教育においては、感染対策を講じながら、従来の定員にもとし、減塩や野菜摂取の重要性、バランスの良い食事について周知、啓発を実施していく。また、食育月間等に合わせて旬の野菜レシピや幼児向けの間食（補食）レシピを作成し配付予定である。

⑦	高等学校における消費者教育の推進	県くらし安全安心課 県教育委員会		④質の高い教育をみんなに	県政出前講座等を実施した。				県政出前講座等を実施する。
---	------------------	---------------------	--	--------------	---------------	--	--	--	---------------

イ 消費生活に関する情報提供の推進

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	広報紙等による消費生活情報の提供	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	毎月「広報しもつけ」紙面に消費者コラムを掲載。消費者月間の期間中、ケーブルテレビで啓発活動を実施。FMゆうがおで多重債務者相談窓口を紹介	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き各種メディアを利用しつつ、新鮮な情報を提供していきたい。	国民生活センターや県などから提供される情報をもとに、内容を選定する。	広報しもつけに毎月コラムを掲載する。HPに国民生活センターの見守り新鮮情報を掲載する。
②	消費生活に関するチラシやリーフレット等の作成・配布	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	消費生活に関する冊子やチラシを常時窓口に設置。消費者まつり開催時に配布。出前講座・小中学校講座で配布。20歳のつどいで配布する啓発冊子を発注。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き各種メディアを利用しつつ、新鮮な情報を提供していきたい。	県などから提供されるチラシやリーフレットを有効活用し、様々な場面で配布していく。	●くらしの豆知識を発注し、イベントや関係者へ配布する。 ●消費生活に関する冊子やチラシを常時窓口に設置する。
③	消費生活に関する教材等の提供による学習活動の支援	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	小中学校講座にてチラシ・冊子を配布。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き消費者まつりで提供するほか、二十歳の集い等、可能な限り市民が集まるイベントでも提供	有用な教材等を精査し、発注などを検討する。	●メールやSNS被害についての冊子を中学校講座にて配布する。 ●課金ゲームトラブルについての冊子を小学校講座にて配布する。
④	消費者まつりでの消費生活知識の普及啓発	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑪住み続けられるまちづくりを	R5.1.29 イベント実施。 R5.1.29~2.5まで展示を実施(1.30は休館日のため休み) 来場者数 延べ500人(展示期間中含む)	B おおむね計画通り取組を実施した。	初めての開催地での試みだったが、イベントには多くの市民に来てもらった。コロナ禍から回復しつつあるので、啓発劇などを再開していきたい。	実行委員会を開催し、よりよい展示内容になるように協議する。イベント内容について、講話者等について協議中。	12月上旬に開催予定
⑤	教職員、PTAへの消費生活情報の提供	学校教育課	②継続 ●情報モラルについてのリーフレットを活用した授業の実施 ●県の金銭・金融教育の講師派遣による金銭教育の授業	⑫つくる責任 つかう責任	●県の金銭・金融教育の講師派遣を依頼し、金銭教育の授業を実施(2校)	B: ほぼ計画どおりに達成できた	●県の金銭・金融教育の授業をさらに多くの学校で実施してもらうよう周知する必要がある。	●啓発リーフレットを含めた学校における情報モラルの指導等を充実させる。 ●県の金銭・金融教育、消費者教育の情報の周知徹底を図る。	●啓発リーフレットの見直し・改善を図る。 ●県の金銭・金融教育、消費者教育の情報の周知し、学校の実情に合わせた利用促進を図る
		安全安心課 (消費生活センター)	②継続	④質の高い教育をみんなに	小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布した。	B おおむね計画通り取組を実施した。	必要に応じて関係部署との連携も視野に入れ、状況提供に努める。	国センや県などから提供される情報をもとに、消費生活情報を提供する。	小・中学校における消費者教育講座時に、保護者へ向けた啓発資料を配布する。

重点項目（２） 消費者団体等との連携の推進

ア 消費者団体等との連携強化及び情報共有

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画（令和3年度～令和7年度）の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	地域で活動する消費者団体等との連携による啓発活動の実施	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	①住み続けられるまちづくりを	消費者まつりで展示による啓発活動を実施。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き展示活動を実施。	引き続き展示活動や街頭啓発活動を実施する。	かましん自治医大店・かましん石橋店にて街頭啓発活動を実施（5/24実施済み）。消費者まつりで展示等による啓発活動を実施する。
②	地域で活動する消費者団体等による自主的な学習活動の推進	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	④質の高い教育をみんなに	R4.7.13 石橋公民館 R4.12.8 南河内公民館	B おおむね計画通り取組を実施した。	わかりやすさはもちろん、新鮮な情報を提供できるよう、その都度講座内容を見直したい。	国センや県などから提供される情報をもとに、講座内容を見直す。	各種団体等の総会・定例会時等に出前講座を実施する。

基本方針2 消費生活の安全・安心の確保

重点項目(1) 身近な生活環境の安全・安心の確保

ア 安全な商品等の確保

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査の実施	安全安心課	②継続	⑫つくる責任 つかう責任	2/15 実施	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き実施。	引き続き実施。	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査を実施する(権限移譲に係る事務)
		商工観光課	②継続	⑫つくる責任 つかう責任	3店舗実施	A: 計画どおりに達成できた	特になし	引き続き実施。	12月頃を目安に市内3店舗に対して立入検査を実施する。
②	消費生活に係る商品テストの相談案内	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑫つくる責任 つかう責任	対象となる案件が無かったため未実施	—	案件発生時に備え商品テスト実施過程を確認しておく。	案件発生時に備え商品テスト実施過程を確認しておく。	商品テストを必要とする案件については、関係機関と連携し案内を実施する。
③	消費者に対する食品表示制度の普及啓発	県くらし安全安心課 県生活衛生課		④質の高い教育をみんなに	県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品表示の見方と効果的な活用方法の周知に努めた。				県民等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品表示の見方と効果的な活用方法の周知に努める。
		安全安心課	②継続	④質の高い教育をみんなに	国・県が実施する研修等に参加し、食品表示制度の情報収集に努めた。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き情報収集に努める。	引き続き実施。	消費者に対して、迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行えるよう情報収集に努める。
④	食品表示に関する監視指導の実施と関係機関との連携	県くらし安全安心課 県生活衛生課 (県南健康福祉センター)		⑫つくる責任 つかう責任	適正な表示がされた食品が消費者に提供されるよう食品関連事業者に対する指導を実施した。食品表示の監視指導を効果的なものとするため、食品関連事業者に対し、関係機関と連携し、合同監視を実施した。				適正な表示がされた食品が消費者に提供されるよう食品関連事業者に対する指導を実施する。食品表示の監視指導を効果的なものとするため、食品関連事業者に対し、関係機関と連携し、合同監視を実施する。
⑤	事業者等に対する食品衛生監視指導の実施	県生活衛生課 (県南健康福祉センター)		⑫つくる責任 つかう責任	食品等事業者の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等に関する「令和4年度栃木県食品衛生監視指導計画」を策定した。				食品等事業者の危害度や指導状況等に応じた監視指導や食品の検査計画等に関する「令和6年度栃木県食品衛生監視指導計画」を策定する。

イ 住まいと居住環境の安全性の確保

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	建築物耐震改修促進計画の推進	都市計画課	②継続 ●引き続き産業祭での啓発活動を実施する。	⑪住み続けられるまちづくりを	●市庁舎ロビーに耐震化促進のPRパネルを展示 展示期間: R4.12.16~ R4.12.23 ●耐震補助促進用チラシを配布 都市計画課窓口に常設	A: 計画どおりに達成できた	コロナ感染拡大防止のためイベントの中止が続いているが、社会情勢に応じた取り組みを実施する。	制度周知のため、継続した啓発活動を実施する。	●市庁舎ロビーにて耐震化促進に関するPRパネルを展示する。 ●耐震補助促進用チラシを配布する。

②	木造住宅の耐震対策の促進	都市計画課	②継続 ●啓発活動を強化するなどPRに努める。	⑪住み続けられるまちづくりを	●木造住宅耐震診断：3件（1件につき6万4千円を上限に補助） ●木造住宅耐震改修・建替：5件（1件につき100万円を上限に補助）	A：計画どおりに達成できた	国、県の補助事業であるため、随時動向を確認し対応した制度を整備していく。また、継続した啓発活動を実施する。	制度周知のため、継続した啓発活動を実施する。	●木造住宅耐震診断：5件（1件につき6万4千円を上限に補助） ●木造住宅耐震改修・建替：6件（1件につき100万円を上限に補助）
③	建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及啓発	都市計画課	②継続 ●引き続き県と協力して実施する。	⑪住み続けられるまちづくりを	●耐震普及ローラー作戦 訪問地区：町田地区 訪問戸数：33戸 実施時期：11月	A：計画どおりに達成できた	コロナ感染拡大防止のためポスティングが続いているが、社会情勢に応じた取り組みを実施する。	制度周知のため、継続した啓発活動を実施する。	耐震普及ローラー作戦を実施する。
④	ハザードマップによる情報提供の推進	安全安心課		⑪住み続けられるまちづくりを	防災講話を下記の通り実施した。 8/22：まちづくりリクエスト講座（市民サロンでの防災講話） 15人 11/6：南河内こども会育成会連絡協議会での防災講話 34名 2/18：谷地質自治会防災講話 30人	A 計画通り取組を実施した	市民に対して、災害時における避難行動を周知していくほか、自主防災組織や小中学校での防災講話実施の働きかけをさらに進め、自主防災組織の設置数の増加や防災教育の充実を図る。	防災講話等の際に参加者にハザードマップで自宅の場所を確認してもらうことで、自宅の浸水危険度や最寄りの避難所を周知し避難行動について周知していく。	自主防災組織と小学校にて防災講話を実施した（134名参加）。上記以外でも講話の相談を受けており、災害時の避難行動について周知を行う。

重点項目（2） 環境保全の推進

ア 環境に配慮した消費行動の推進

	取組内容	担当課等	（参考）第三次計画（令和3年度～令和7年度）の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	環境に配慮した消費行動のための知識の普及啓発	環境課	②継続 ●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発	⑫つくる責任 つかう責任	環境フェアと消費者まつりを同時開催し、市民に『環境に配慮した消費行動』について周知することができた。	A：計画どおりに達成できた	市民ひとり1人が環境に配慮した消費行動ができるような周知に努める。	●環境に配慮したイベントを開催する。 ●ホームページを活用し市民に周知を行う。	環境に配慮した消費行動に繋がるようなイベントを開催する。
②	ごみ減量・リサイクルの推進	環境課	②継続 ●広報紙やホームページでの情報提供 ●各種イベント時における啓発 ●自治会等団体への分別説明会	⑪住み続けられるまちづくりを	広報等の活用と説明会の開催により、情報の周知を行うことができた。	A：計画どおりに達成できた	ごみの減量、リサイクルを推進していくためには、継続して情報提供をする必要がある。	広報及び市ホームページを活用しごみの分別に対する情報提供や、出前講座などを通じて市民にごみ減量に対する意識啓発を行う。	広報や市ホームページを活用した、ごみ減量に対する情報提供やごみの資源化の取り組みに対する助成事業を実施する。継続して出前講座やごみ処理施設見学などの分別に対する意識向上を進める。

イ 地域資源の活用

	取組内容	担当課等	（参考）第三次計画（令和3年度～令和7年度）の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	地産地消及び食育の推進 【再掲：1. - (1) -ア 消費者教育の機会の充実】	農政課						※再掲	※再掲
		学校教育課						※再掲	※再掲
		健康増進課						※再掲	※再掲

基本方針3 消費者被害の未然防止及び救済

重点項目(1) 消費者被害の未然防止の推進

ア 不適正な取引行為への対応

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表	県くらし安全安心課		⑫つくる責任 つかう責任	相談受付部門や市町消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施した。				県内消費生活センターと連携しながら、関係法令に基づく事業者指導等を実施する。
②	不適正な取引行為について事業者への周知徹底	県くらし安全安心課		⑫つくる責任 つかう責任	相談受付部門や市町消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供を行った。				県内消費生活センターの相談受付件数を参考に、自主訪問事業者に情報提供を行う。
③	特殊詐欺撃退機器の購入費助成	安全安心課		⑪住み続けられるまちづくりを	59件 565,400円 (R5.2.13時点)	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き本制度の周知と活用促進に努める必要がある。	引き続き本制度の周知と活用促進に努める必要がある。	特殊詐欺被害の未然防止を図るため、本制度の周知と活用促進に努める。

イ 消費者被害に関する情報提供等の強化

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題 に対する取組	⑦令和5年度 実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	ホームページ、メール配信等による消費者被害情報発信の充実	総合政策課	②継続 ●今後も、広報紙・ホームページでの周知及びFMゆうがおを利用して登録者の増加を図る。	⑯平和と公正をすべての人に	●メール配信システム登録者数：2,445人(令和5年1月1日現在) ●広報紙、Clubゆうがomagazine Vol.11、市公式ツイッターによるメール配信サービスの周知	B：ほぼ計画どおりに達成できた	コミュニティラジオのCMによるメール配信サービス周知を行う。市公式ツイッターでの周知を毎月行う。	広報紙への掲載にあわせて、FMゆうがおのインフォマーシャルにて周知を実施。また、広報紙は市ホームページにも掲載。市公式ツイッターでは、毎月1日に投稿し周知した。	引き続き、広報紙・ホームページ・Twitterでの周知及びFMゆうがおを利用して登録者の増加を図る。
		安全安心課(消費生活センター)	②継続	⑯平和と公正をすべての人に	消費者被害の拡大防止のため、FM等も活用し情報発信に努めた。	B おおむね計画通り取組を実施した。	必要な情報が届けたい対象にきちんと届くよう、引き続き効果的な情報提供の方法について検討する必要がある。	引き続き、必要な情報についてホームページへ掲載する。	消費者被害の拡大防止のため、適宜HPやメール配信等により情報発信に努める。高齢者等への効果的な情報発信方法を検討する。
②	消費生活出前講座の実施 【再掲：1.-(1)-ア 消費者教育の機会の充実】	安全安心課(消費生活センター)						※再掲	※再掲
		生涯学習文化課						※再掲	※再掲

③	福祉関係者等への消費者被害情報の提供	社会福祉課	②継続	③すべての人に健康と福祉を	●新型コロナウイルスの影響のため講演会が中止となったことから、安全安心課から民生委員・児童委員に対し参加依頼は行わなかった。	★	特になし	特になし	民生委員児童委員協議会定例会において、安全安心課から民生委員・児童委員に対し、消費者被害の状況や相談窓口について説明する。
		安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	社会福祉課と連携を密にし、効果的な情報発信や啓発に努めた。	B おおむね計画通り取組を実施した。	これからも継続して連携に努める。	これからも継続して連携に努める。	各関係者との連携を密にし、効果的な情報発信や啓発に努める。定例会の場で消費者被害情報や見守り情報について提供する。
④	地域で活動する消費者団体等との連携による啓発活動の実施 【再掲：1. - (2) -ア 消費者団体等との連携強化及び情報共有】	安全安心課 (消費生活センター)						※再掲	※再掲

重点項目(2) 消費者被害救済体制の強化
ア 消費生活相談体制の充実

	取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度~令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	消費生活相談員の助言・あっせん等による消費者トラブルの解決	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く) ・相談受付件数： 件 (R5年1月末現在)	B おおむね計画通り取組を実施した。	さらに消費生活センターの存在を周知するよう努める。	相談者に対し必要な情報やアドバイスを届け、問題解決を私選する。	消費生活センターにおける消費生活相談対応 ・相談日時：月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)
②	消費生活相談員の研修参加支援による相談力向上の促進	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	国民生活センター受講料 1,100×1回 2,200×1回	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き実施していく	引き続き実施していく	相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援していく。 (旅費支給)
③	消費生活相談窓口の周知、利用の促進	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩平和と公正をすべての人に	広報、HP、講座等において周知、利用促進を図った。	B おおむね計画通り取組を実施した。	さらに消費生活センターの存在を周知するよう努める。	キャラクターを活用し、幅広い年代の方にセンターを周知する。	広報、HP、講座等において周知、利用促進を図る。キャラクターを活用し、消費者まつり等のイベントで周知をする。
④	心配ごと相談の実施(一般相談・総合相談)	社会福祉協議会 (社会福祉課)	③改善・見直し ●周知方法を工夫し、件数を伸ばすよう努める。	③すべての人に健康と福祉を					
⑤	弁護士による無料法律相談の実施	社会福祉協議会 (社会福祉課)	③改善・見直し ●利用者状況に合わせて、実施回数を増やす等、事業内容を検討していく。	③すべての人に健康と福祉を	●第2・第4火曜日(13:30~16:00)に実施 ・ゆうゆう館 実施日：4/12、4/26、5/10、5/24、6/14、6/28、7/12、7/26、8/9、8/23、9/13、9/27、10/11、10/25、11/8、11/22、12/13、12/27、1/10、1/24 ※20日間実施し、相談件数：136件(令和5年1月末時点)	A：計画どおりに達成できた	特になし	今後も関係機関と連携し相談対応を実施していく。	第2・第4火曜日(13:30~16:00)に実施 場所：ゆうゆう館 実施日：4/11、4/25、5/9、5/23、6/13、6/27、7/11、7/25、8/8、8/22、9/12、9/26、10/10、10/24、11/14、11/28、12/12、12/26、1/16、1/30 ※24日間実施予定

⑥	司法書士による無料法律相談の実施	栃木県司法書士会		⑩平和と公正をすべての人に	毎月第2水曜日午前中に相談会を開催（令和4年6月より開催）				毎月第2水曜日午前中に相談会を開催
⑦	多重債務者相談の強化	県くらし安全安心課（県消費生活センター）		①貧困をなくそう	キャンペーン期間（11月）中の広報を強化したほか、無料相談会を実施した。				キャンペーン期間（11月）の広報を強化するほか、無料相談会を実施する。
		安全安心課（消費生活センター）	②継続	①貧困をなくそう	FMゆうがおにて周知を図った。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き実施していく	引き続き実施していく	国センの情報をもとにし、相談窓口などを案内する。必要に応じて、弁護士相談・法テラスなどを案内する。
⑧	土曜日における消費生活電話相談の実施	県くらし安全安心課（県消費生活センター）		⑫つくる責任 つかう責任	同左				県消費生活センターにおける土曜日相談については、実施しない。

イ 関係機関との連携強化

	取組内容	担当課等	（参考）第三次計画（令和3年度～令和7年度）の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	関係機関、団体等との連携強化と情報の共有	安全安心課（消費生活センター）		⑩パートナーシップで目標を達成しよう	関係機関、団体等と情報共有しながら、消費者被害の拡大防止に努めた。	B おおむね計画通り取組を実施した。	関係機関、団体等との更なる連携強化が必要である。	総会等へ参加する。また、依頼に応じて講座などを実施する。	関係機関、団体等との連携を強化し、情報発信・情報共有しながら、消費者被害の拡大防止に努める。

重点項目（3） 高齢者等への消費生活に関する支援の強化

ア 高齢者等への消費生活情報の提供

	取組内容	担当課等	（参考）第三次計画（令和3年度～令和7年度）の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
			①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
①	福祉関係機関、団体等との連携による高齢者・障がいのある方への消費生活情報の提供	安全安心課（消費生活センター）	②継続	⑩パートナーシップで目標を達成しよう	見守りネットワーク研修会にて、ビデオを用いて高齢者の陥りやすい消費者トラブル等を照会。	B おおむね計画通り取組を実施した。	今後も高齢者の消費者トラブルが未然に防げる＆被害拡大を防げるよう、情報提供につとめる。	高齢者の消費者トラブルが未然に防げる＆被害拡大を防げるよう、情報提供につとめる。	高齢福祉課、地域包括支援センター等との連携により、高齢者等へ効果的な情報提供を実施

②	高齢者ふれあいサロン事業等での消費生活情報提供の推進	高齢福祉課	①強化・充実 ●地域サロン・老人クラブのうち、これまでに未実施、また新規に立ち上がった場所へ向けて、情報提供を実施していく	⑯平和と公正をすべての人に	11月28日開催のまちづくりリクエスト講座において地域包括支援センター職員と協力して詐欺被害の防止について情報提供を実施した。個別ケースの訪問の際に、チラシ等を配布するなどして情報提供を行った。	B：ほぼ計画どおりに達成できた	新型コロナの感染終息が未だ不透明である為、コロナ禍の中であっても地域全体に情報提供ができる方法を重ねて検討していく必要がある。	今後もまちづくりリクエスト講座やチラシの配布等で、地域住民への情報提供を継続していく。	6月21日のまちづくりリクエスト講座において、高齢福祉課と地域包括支援センター職員で、詐欺被害の防止について情報提供を実施予定。個別ケース訪問時に必要時チラシを配布し情報提供を行う。
		社会福祉協議会							
		安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑩人や国の不平等をなくそう	高齢福祉課と連携し、消費者トラブル等の情報を提供。	B おおむね計画通り取組を実施した。	引き続き実施していく	引き続き実施していく	高齢福祉課と連携を密にし、高齢者への情報提供を実施する。

イ 高齢者等への見守りの強化

取組内容	担当課等	(参考) 第三次計画(令和3年度～令和7年度)の取組状況					⑥ ⑤今後の課題に対する取組	⑦令和5年度実施予定
		①方向性等	②関連するSDGsの目標	③令和4年度実績	④評価	⑤今後の課題		
① 地域包括支援センター、障がい児者相談支援センター等との連携による相談対応の推進	高齢福祉課	①強化・充実 ●連携を強化・充実していく	⑰パートナーシップで目標を達成しよう	地域包括支援センター、障がい児者相談支援センター合同連絡会を年4回開催した。介護相談支援専門員・相談支援専門員を対象とした合同研修会を6月15日に実施した。	A：計画どおりに達成できた	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行については、地域包括支援センターと障がい児者相談支援センター等の更なる連携強化を図る中に、スムーズに進めていくことが求められる。	障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズにできるよう、今後も関係機関と連携していく。	障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行するケースについては、関係機関と会議等で情報共有し、継続的な相談対応を行っていく。
	社会福祉課	②継続	③すべての人に健康と福祉を	●対象者が高齢者であったり、家族で高齢者がいる場合に、地域包括支援センターと連携し対応している。	B：ほぼ計画どおりに達成できた	特になし	今後も関係機関と連携し相談対応を実施していく。	今後も関係機関と連携し相談対応を実施していく。
	安全安心課 (消費生活センター)	②継続	⑪住み続けられるまちづくりを	センターの相談において、必要に応じて支援センター等に情報提供した。	B おおむね計画通り取組を実施した。	高齢者や障害を持つ人は消費者トラブルに遭っても気づかない、また、気づいても解決するために行動することが困難な人が多いため、各課との連携を深める必要がある。	相談者が消費生活トラブルを解決するために必要な支援について、地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携する。	高齢福祉課、社会福祉課と連携を密にし、支援が必要な高齢者等への相談に対応する。

②	高齢者見守りネットワークとの連携による消費者被害に対する見守り体制の充実	高齢福祉課	②継続	①住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の異変に関しては、協力団体や事業所から随時連絡を受け対応を行った。 ●研修会を2月9日に開催し、事例発表や消費生活センターの講話を通じ関係機関との情報共有を図った。 	B：ほぼ計画どおりに達成できた	社会情勢の変化に応じた内容について、事例研究や講話をいただき情報共有を適時行っていく。	地域で活動する各団体等と情報連携を図る研修会を継続的に開催していく。	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員や民間事業所、地域の関係機関と連携しながら見守り対応を行う。 ●研修会を開催して関係者間の情報共有を行いながら、消費者被害の防止に努める。
		安全安心課 (消費生活センター)	②継続	①住み続けられるまちづくりを	消費者安全確保地域協議会を設置。高齢者見守りネットワークに組みこむことで、既存のシステムを利用しながら、さらなる消費者トラブルの発生防止・拡大防止が期待できる。	B おおむね計画通り取組を実施した。	高齢者の消費者トラブルの拡大防止には、地域の方の協力が不可欠である。	被害情報があった際は、適切に相談へとつなげられるようにする。	高齢者見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）との連携し、高齢者の消費者被害の抑止・解決に導けるよう努める。